

NO. 118(通号209号) 平成30年1月号

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

「お試し」のはずが「定期購入」に!?

≪相談内容≫

芸能人が飲んでいるというダイエットスムージーがモニター価格で「お試し」できるというSNSの広告をみて注文した。数日後、お試しのスムージーが届いたので代金を支払ったが、後日2回目のスムージーが届いた。驚いて通販会社に問合せたところ、4回購入が条件の「定期購入」になっているといわれた。どうしたらよいか。(20歳代 女性)

≪アドバイス≫

◆トラブル防止のポイント ~事前の確認が大切です~

☑注文前に契約内容をしっかり確認する!

1回目を安く購入するためには,数ヶ月の定期購入が条件となっている場合があります。事前に定 期購入となっていないか,定期購入の場合は期間,総額などをしっかり確認しておきましょう。

☑注文前に解約条件もしっかり確認する!

通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、原則として「解約・返品に関する表示」に従うことになります。必ず事前に解約条件を確認しておきましょう。

トラブルになった場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口(☎188)に相談しましょう!

◆最新情報

特定商取引法施行規則(省令)が改正され、平成29年12月1日から施行されました。これにより、 定期購入契約であることや金額(支払総額)、契約期間等の表示が義務付けられました。こうした表示 義務を守っていない事業者との契約は控えましょう。

生活情報ファイル

冬季に多い入浴中の事故にご注意ください!

入浴中の事故は、12月から2月にかけての冬季に多く発生しています。日ごろ健康な方でも、入浴する際の体の状態や入浴環境によっては、意識障害などを起こし溺水するなど重大な事故につながるおそれがあります。特に65歳以上の高齢者の方は注意が必要です。

~安全に入浴するために~

①入浴前に脱衣所や浴室を暖める

「暖かい部屋から寒い脱衣所・浴室へ」「寒い脱衣 所・浴室から熱い湯へ」このような温度変化により血圧 が大きく変動すると失神する可能性があります。

②湯温は41度以下,つかる時間は10分を目安に! 身体にかかる負担等を考慮し,湯温は41度以下,時間は10分程度にしましょう。

③飲酒後の入浴は控える

飲酒後,アルコールが抜けきる前に入浴するのは危険です。同様に食後や睡眠薬を服用した後の入浴も避けましょう。



~高齢者の周囲の方へ~

- ◆いつもより入浴が長い時な ど<mark>声掛け</mark>をお願いします。
- ◆万が一に備え, <mark>応急手当</mark> の 方法を学んでおきましょう。

試してみよう、消費者力!第10回(平成29年度)

- Q 未成年者が親権者の同意を得ずに交わした約束のうち、取消せるものを選びなさい。
 - 1 結婚している女性(19歳)が、50万円の中古車の売買契約をした。
 - 2 中学生(15歳)が、小遣いで3,000円のDVDを購入した。
 - 3 高校生(18歳)が21歳だと偽って30万円のバイクの契約をした。
 - 4 大学生(19歳)が30万円の楽器の売買契約をした。

【第13回消費者力検定(平成28年度実施)応用コースから】

くらしのまめちしき

低温やけどにご用心!

「低温やけど」を負ったという事故情報が毎年寄せられています。低温やけどは、暖かく感じる程度の温度でも、長時間同じ部位に接触することで発症します。冬季は、ゆたんぽやカイロ、電気カーペット、電気毛布などの暖房器具を使用する機会が多いので注意が必要です。

事故防止のためのポイント

- ●低温やけどを防止するために最も大切なことは、「長時間同じ部位を温めない」ことです。
- ●ゆたんぽ等の製品は、必ず「使用上の注意」をよく読んでから使用しましょう!
- ●ゆたんぽを布団の中に入れたままにしたり、カイロを 貼ったまま寝たりするのは、低温やけどのリスクが高ま るので危険です。





低温やけどを軽くみない!

低温やけどは普通のやけどと比べて、痛みが少なく、一見軽く見えますが、**重症化**(※)している場合があります。 (※)やけどが皮膚の深い部分まで達し、受傷部位が壊死するなど。

もし、低温やけどになってしまった場合は、早めに医療機関を受診しましょう。



【参考】ゆたんぽを安全に正しく使用しましょう! -低温やけど、過熱、漏れなどの事故を防止しましょう-(消費者庁) http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171206_0001.pdf

「試してみよう, 消費者力!第10回」解答と解説⇒未成年者が, 親権者の同意を得ないで行った契約は取消すことができる。未成年者であっても結婚している場合や, 相手に自分が成年であると信じさせて行った契約は取消すことができない。小遣いの範囲内で行った契約も取消すことができない。(正解 - 4)

発行元:広島県生活センター (環境県民局 消費生活課)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 ℡ 08XX-XXXX-XXXX